

第 5 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成19年9月3日

閉 会 中

場所 第2委員会室

平成19年9月3日（月曜日）

午前11時2分開議

午前11時49分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 与党PTによる新たな救済策について

出席委員（11人）

委員長 西岡 勝成
副委員長 前川 収
委員 倉重 剛
委員 児玉 文雄
委員 松村 昭
委員 小杉 直
委員 岩中 伸司
委員 中原 隆博
委員 大西 一史
委員 氷室 雄一郎
委員 鎌田 聡

欠席委員（2人）

委員 平野 みどり
委員 吉永 和世

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 村田 信一
次長 富永 安昭
環境政策課長 坂本 慎一
環境保全課長 古庄 眞喜
水環境課長 林田 源正
水俣病保健課長 谷崎 淳一
水俣病審査課長 田中 彰治

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 植木野 美紀子

議事課課長補佐 菊住 幸枝

午前11時2分開議

○西岡勝成委員長 ただいまから第5回水俣病対策特別委員会を開催いたします。

委員の先生方には、お忙しい中に急遽お集まりをいただきまして、お礼を申し上げます。

7月5日に前回の第4回委員会を開催いたしましたけれども、参議院選挙等々がありました。その間、自民党小委員会、また与党プロジェクトチームの園田座長には、各団体との折衝等々も進めていただいておりますけれども、先日8月28日の自民党水俣問題小委員会に私出席をいたしまして、30日の与党水俣病問題に関するプロジェクトチームの会議には、私と前川副委員長が出席をしてまいりました。詳細につきましては執行部から説明をお願いいたしますが、概要につきまして御報告を私の方からいたしたいと思っております。

今回の与党PTにおきましては、現に症状のある方を広く救済をし、また、平成7年当時に症状があったと証明できる方には特枠を設ける可能性を追求すると整理をされました。さらに、関係団体の意見を聞きながら、9月末をめどに救済策の最終提案ができるように努力をいたしたいということでございました。

私といたしましても、県政の重要課題でありますこの水俣病問題につきまして、できる限り早期に解決をしていただきたく、改めてお願いをいたしてきたところでございます。

以上、概要について私の方から御報告をさせていただきます。

それでは、審議に入ります。執行部から報告を受けた後質疑を行いたいと思っております。

それでは、説明資料に基づき、谷崎水俣病保健課長に説明をお願いいたします。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。資料の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

なお、少し長くなりますので、着座のまま御説明をさせていただくことをお許しいたきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

まず、今、委員長の方からも話がありましたように、7月5日に開催されました前回の特別委員会以降の主な経緯につきまして御報告をいたします。

7月30日に、与党PTの指示によりまして2回目の実態調査を開始いたしました。8月28日に、先ほども委員長の方から御報告がありましたように、自民党及び公明党の小委員会がそれぞれ開催されました。

その中では、環境省の水俣病対策に関する平成20年度の概算要求の内容とこれからの救済策の方向性が示されまして、与党プロジェクトチームに対して、そこでの検討をするということが了解されました。

そして、8月30日でございますが、これも委員長の方から御報告がありましたように、与党プロジェクトチームの会議が開催されまして、新たな救済策の考え方が示され、了承されたところでございます。

次に、2番でございますが、国における新たな救済策の検討状況につきまして御報告をさせていただきます。

まず(1)の実態調査についてでございますが、前回同様、アンケート調査と別途電話による聞き取り調査を実施いたしました。ここでは聞き取り調査の結果を主に御報告をいたします。

この調査は、前回サンプル調査ということで検診に御協力をいただいた218名の方々に対しまして、電話で聞き取りを実施いたしましたものでございます。

内容としましては、2つポツを書いており

ますが、過去に四肢末梢優位の感覚障害があると指摘されたことがある方が47%、218名中102名おられました。

四肢末梢優位の感覚障害とは、水俣病の典型的な症状で、両手両足の末端に行くにしたがつてより強い感覚障害、これはさわってもわからないとかあるいは痛みを感じないといったその感覚障害があられるということでございまして、そのような障害がある方が47%、102名おられました。そのうち、平成7年以前に指摘されたと答えた方が102名中63名、全体の62%おられたということでございます。

2つ目のポツでございますが、その63名のうちに、平成7年以前の診断書など、証明できると答えた方がわずか8名、率にしまして13%ということでございまして、そのような結果報告がなされております。

次に(2)でございますが、8月30日の与党プロジェクトチームで示された新たな救済策の考え方につきまして、別紙のとおりでございます。

お手元に1枚紙をお配りしておりますが、既にこれは与党プロジェクトチームの会合後先生方の方のお手元にファックスをさせていただきましたが、その主なポイントは(2)の①から③のとおりでございます。

①でございますが、平成7年の政治解決の救済対象者に準ずる者を救済するという基本的な考え方は堅持する。②でございますが、先ほど申し上げました現に四肢末梢優位の感覚障害を有する者を広く対象として一律に救済するという方針で、次の2つの案が示されたところでございます。

2つポツを書いておりますが、すなわち最初のポツは、一時金の額はかなり減額したものとならざるを得ないけれども、手当てを考慮しないで、その一時金だけに重点を置いて考えるという案が1つでございます。もう一つは、その額よりも減額した一時金に加えて、

別途手当を支給するという案が示されたところでございます。

その上で、先ほど実態調査の結果で申し上げましたが、平成7年当時に四肢末梢優位の感覚障害があったことを客観的に証明できる人については特枠を設ける可能性を追求するというものでございました。

次のページをお願いいたします。

この場合の一時金の金額につきましては、平成7年の水準、これは260万円でございますが、これよりも減額されたものとなるという考え方が示されたところでございます。

以上3点でございますが、今後、これらの考え方に基きまして、環境省を中心として被害者団体、あるいは財務省、チッソ等の関係者と協議を進め、9月末をめどに救済策をまとめていくということが了承されたところでございます。

被害者団体との協議につきましては、県といたしましても、できる限りの連携した取り組みに努めてまいりたいと考えているところでございます。

(3)平成20年度の水俣病関係の概算要求の内容でございますが、これは環境省の説明から持ってきておりますけれども、2つございまして、新たな支援策につきましては、現時点で一時金等の所要額の見積もりを行うことは困難であることから——これは与党プロジェクトチームの方でまだ結論が出ておりませんので、そういう意味から、環境省として、シーリングの中で精いっぱい積める額として30億円をチッソ支援という項目のところに要求したいとのことでございます。

また、保健手帳につきましては、交付件数が非常に増加していることにかんがみまして、本年度に比較して5億円の増額を要求したいとのことでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、何かございますか。

○中原隆博委員 新たな救済策という形の中で、PTが今後取り組んでいくという内容について、この特別委員会が設置された後、より多くの人を救済すると、その点では一致するんですけども、少し中身が、今説明がありましたけれども、ちょっと政治解決というか、最後の解決といえますか、そういうことからするならば、若干後退しているような印象を持つわけですね。

これに対して、県執行部、そして、先ほど御紹介がありましたように、正副委員長も同道の上その会議に臨まれたわけでありまして、本当にこれでいいのか。そして、なおかつ減額とかあるいはまた区分けという形において、そういう形であるならば、もう御案内のとおり、訴訟に向かう数が相当数に上るんじゃないかということからするならば、これをますます——どちらかといえば、複雑多岐にわたるような形で意見の集約というか、政治におけるこの新たな救済策の集約というのがより難しくなったような印象を今の説明を聞いて思うのでございますけれども、その点についていかがでしょうか。

○谷崎水俣病保健課長 今、委員の方から御指摘がありましたことに対する私としての率直な意見を述べさせていただきますと、一応今回の考え方につきましては、前回中間取りまとめを示されて以降、団体からの意見を集約される中で、ランクづけについての御批判があったということもあつて、今回はランク分けをするのではなくて、平成7年当時から現在に至るまで、現に四肢末梢優位の感覚障害がある方について、一律に広く救済するということが明確に今回示されております

ことと、それから、これまでの中間取りまとめの中では特に出しておりませんでした手当を含む案が一つ浮上してきているということ、それから、今後——まあ、これまでもそうでございますが、一時金の額につきましては、先ほど先生から話がありましたように、減額とかいった言葉もありますけれども、国としては、団体等との協議を重ねていくということが示されておりますし、9月末をめどにという一つの目安も示されたところでございますので、私としては、一歩前進しているのかなという感じを持った次第でございます。

以上でございます。

○中原隆博委員 今の問題につきましては、環境生活部長も大体同様の考え方ですか。

○村田環境生活部長 7月、それから8月30日という流れで来たわけですがけれども、今話がありましたように、ランクづけに対する批判があったことは確かでありまして、アンケートに基づいても証明がなかなか難しいという点をとらえられて、広く救済をするという考え方を示されたというのは確かに前進であろうというふうに思いますし、今、課長も申し上げましたように、手当に今回初めて言及がされたというのも一つの前進であろうと思います。

なおかつ、この文書を見ていただきますと、案そのものにも、あり得るとか、そういった可能性を追求するとか、非常に微妙な言い回しがされております。これは、PTとしては、いわゆる被害者の方々あるいは関係団体のお気持ちも十分勘案しながら、今後話を進めていこうということのあらわれであろうというふうに思っております、全体の中で見れば、今回の8月28日、30日の動きというのは、まさに階段を1歩上がった、前進したものというふうに見ております。

したがって、今月中のそういった動きが非常に重要になってくるわけでございます、環境省も概算要求の中で30億という形を示したのは、単に事柄として示すだけではなくて、金額を示すことによって今後の中で進めていきたいことをあらわしたいということをして直接申しておりましたので、そういう意味ではPTなりでおっしゃる全体的、最終的な解決に向けての流れが一步でも進むように、我々としては汗をかいていきたいというふうを考えております。

○西岡勝成委員長 よろしゅうございますか。

○中原隆博委員 わかりました。

○鎌田聡委員 今お話をお伺いさせていただきまして、ランクづけの批判、これは多分当然だろうなというふうに思っていますけれども、手当の話が出てきたということでございますが、私は、手当と一時金は当然織り込み済みじゃなかったのかなというふうな、最初から期待はしていたんですよ。ですから、そういった意味で、やはり先ほど意見が述べられましたけれども、これで最終解決に向かうというのは非常に考えがたいなというふうに思っています。

そういう意味で、ランクづけは省かれるんでしょうけれども、やっぱり減額ですね。平成7年からの減額というのは、なぜ減額しなければならないのか。平成7年以降、まあ裁判の結果もあって、やっぱり責任がきちんと出てきたわけでありまして、国、県に。そういった中で、95年同様のそういった一時金だとか手当、これをやっぱり模索していくべきじゃないかというふうに思いますけれども、この減額という部分については、県としてはやっぱりもうやむなしというふうにお考えなのでしょうか。

○谷崎水俣病保健課長 文言的にはもちろん減額という言葉が使われています。これは、平成7年当時のことを考えた場合に、その当時、そのような方々と同等であったかどうかということが証明できない中で、あるいは広く救済するという形でいけば減額という言葉を使わざるを得ないということがあります。その減額という言葉にとられることなく、一応それぞれの団体の方々と協議をし、また、その団体の方々が理解、納得されるということが大事だと思っておりますので、こちらの方を我々としては重きを置きたいと思っております。

○鎌田聡委員 団体の方との話を今から始めていかれると思いますけれども、やはりそういった部分は、かなり行政の姿勢として、はなから減額というものを持ち出していいものかどうなのかということ非常に考えますので、やはり団体の反応がどうなるかわかりませんが、少しこれじゃ非常に難しいというような、今のところ私は感想を持っております。

○前川収副委員長 PTにも出させていただきまして話を聞かせていただいて、確かに手当てというのが出てきたというのは初めてでありますから、それは私は大変な大きな前進だというふうに思っています。

それから、この与党PTの中で、もともと解決の糸口と言うんですか、平成7年当時、政治的には一たん解決したということで終わっていたこの問題が、最高裁判決によってもう一回起きてきたと。政府として、または県として、行政として、もう一回救済しなきゃいかぬということの同義づけになったのは、もともと平成7年当時に皆さん救済したはずだったんだけど、救済漏れがあったんじゃないかと、7年当時のときに救済しきれてなか

った部分があったんじゃないかというのが私は切り口だったと思います。

そこから始まってきた議論からずっと入ってきて、前回の与党PTでは、やっぱりそのままでありまして、平成7年当時に現にその症状があったという人たちをまず救いますと、それ以外の人たちというのは、いわゆるランク分けということになっていたのが、今回のこの与党PTでは、まず広く薄く——薄くは、まあこれからの話なんですけれども、額は幾らと書いてないんですから。とにかく広く救済するというところに方向転換されて、なおかつ平成7年当時に現にその症状があったということが客観的に証明されるのであれば、それが特枠になった。

今までは、7年当時救済されなかった人たちが普通で、それ以外が、要するにランクの別枠という話だったんですけれども、逆にあって、広く救済ということがまず前面に来て、それから、7年当時の症状が証明された人が特枠という形になったということは、これは我々の委員会の中で議論されてきた広く救済するという部分については、非常に私は前進したんだというふうに、考え方としては前進したというふうに思っています。

それから、さっき言いましたとおり、一時金の部分も、セットという話がありましたが、感覚的にはそうだったかもしれませんが、現実的に政治の舞台の中で一時金の話が俎上にきちっと出て、一時金のことを今から検討すると、また、交渉の内容についても、一時金のことも含めて交渉していくということが表に出たという部分については、これもまた大きな前進だったというふうに思います。

確かに、金額について空欄になっていまして、額についてはこれは全くわかりません。ただ、減額ということが書いてあることが少し気になるのは確かに気になりますが、ここはやっぱりPTの皆さん方も思いは一緒でありますから、広く救済をし、この問題を解決

するというこの思いはありますから、今後の交渉の中でこの空欄が埋まっていくんだろうというふうに思っていますから、今後県の役割というのは、団体との交渉も含めて、非常に大きな役割が出てくるんだというふうに思っております。ぜひ、その取り組む覚悟というんですか、その点についてお聞かせいただきたいと思っておりますけれども。

○村田環境生活部長 今、副委員長、それから鎌田委員の方からお話がありました。

私どもが、ちょうど1年前になります。議会の皆さん方と御一緒に、平成7年度と同様にということで動きを始めました。そういう意味においては、鎌田委員がおっしゃるような意味で、減額という意味について、なぜなのかという御疑問もあろうかとは思いますが、私どもが平成7年と同様にと言った趣旨は、いわゆる被害者の関係の団体の方々も含めて、多くの方々に理解、納得がいただけるような意味で申し上げたわけでございます。

そういう中で、今から話が交渉として進んでいく中で、今、副委員長から御指摘がありましたように、県の役割というものが出てくると思っておりますが、そういう意味では、関係団体、被害者の方々の意向の掌握を私どもが十分にできますように、できるだけ水俣、それぞれの関係対象地域に入っていきたいと思っております。

そういった掌握の中で、被害者の皆さん方の気持ちを十分にPTの方にも環境省の方にもお伝えできるような中で行動をしていきたいというふうに考えておまして、この1カ月がそういう意味では非常に大事な時期になるのではないかなというふうに思っております。

現に、国の方とも今後の動きについての調整も入っておりますので、そういう意味では、我々積極的に汗をかく中で、今出た御意見に

沿うような形で、国が言います全般的、最終的という言葉に本当に近づくような案ができるように、期待もしながら動いていきたいというふうに思っております。

○岩中伸司委員 いろいろ意見が出ているんですが、まず冒頭に、救済対象者ですね。(1)で平成7年の政治解決の救済対象者に準ずる者を救済するという基本的な考え方を堅持するということですが、この準ずる者の範囲というのは、大体——まあ最高裁判決もあるんですけれども、どんな位置づけになるのかというのがちょっとぼうっとしているんですけれどもね。

これは、例えば水俣、不知火海、その沿岸で生活をして魚介類をたくさん食べたというふうな、そういう現象がある人、実際そういう生活をした人、さらには、先ほどから言われているように、感覚障害が認められるというようなところがこの救済対象者になるのか、ここがちょっとぼやけているんですが、ここの調査、そういう方法ということも含めて、今回のこの中では明らかになってないようなんですけれども、その辺はどうですか。

○谷崎水俣病保健課長 今回の与党PTの中では、ここの部分についての言及は特にございませんでした。ただ、準ずる者を救済するということであると、その症状的には、その下に書いていますように、今、委員の方からお話がありました現に四肢末梢優位の感覚障害を有する者というところは、これは平成7年のときの救済対象者の症状要件でございましたので、そういったところはまず基本的に入ってくるのかなと思っております。

そのほかにつきましては、特にPTの中で議論はされておきませんので、こちらの方で言及は避けさせていただきますが、基本的に、その症状要件そのものに該当する方々というのは、準ずる者ということにはなってくるか

と思っております。

○岩中伸司委員 だとすれば、かなり幅広い調査をやらなければわからないんじゃないかと思うんですが、その辺も順次これから進んでいくものとは思いますが、その辺は、国、県も含めて、考え方、今後の対応について、その準ずる者の認定の仕方の問題について何かあれば。県として——言えないというか、そういう段階かなとも思うんですが、何かあれば。今の答弁だけでは……。

○谷崎水俣病保健課長 今回の委員の御質問に対するお答えになるかどうかわかりませんが、現に四肢末梢優位の感覚障害を有する方ということについての症状の見きわめにつきましては、何らかの——まあ平成7年のときには公的検診がございましたけれども、何らかの形で、それを見きわめるための手段が講じられるものとは思っております。

それと、そういう意味での調査ということにつきまして、今回の救済策の中では、それぞれ申請があった方々に対して今のような措置を講じていくという形にはなってくると思いますが、別途我々としては、今、健康調査の話はさせていただいていますので、それとは別に、この救済策の中では、その調査までは含めて考えておられないようでございます。

以上でございます。

○岩中伸司委員 基本的には、最高裁判決、司法判断とは若干違う形で進められていくような気がしているんですね。だから、ここを抜きにした場合に、先ほど中原委員からも出ましたが、かなり政治決着で完全解決をとほ言ったものの、混乱がさらに拡大するような内容であるんじゃないかというふうな、非常にそういう感触を持つんですけれども、それはどうですか。

○谷崎水俣病保健課長 先ほど副委員長の方もおまとめいただいた中で、平成7年当時救済されていない方々がおれば救済をするんだという考え方に基づきまして、いわゆる平成7年のスキームを尊重するという状況の中で、症状的には四肢末梢優位の感覚障害を有する方ということ、これは先ほども申し上げましたように、水俣病の典型的な症状ということでございますので、それを中心に見きわめをしていくということが今示されているものと感じております。

○岩中伸司委員 金額についてもかなり厳しい、平成7年当時、さらには司法判断の解決の補償金額とかに比べれば、ちょっと比べようもないぐらいの差が出ているので、なかなかやっぱり厳しいとは思いますが、基本的には一時金で整理をするというのは、これは慰謝料としてという、そんなとらえ方になるんでしょうが、きょう新たに手当ての問題ということが出ましたが、これは水俣病そのものが、これはずっと治癒しないで継続をして病状が変わらないとか、療養を続けなければいけないとか、そんな症状だろうというふうに思いますので、それに対する手当てという理解は、その理解でいいですかね。

○谷崎水俣病保健課長 今、委員の方から御質問がありましたように、手当てというのは療養手当てのことでございまして、療養にかかわるところの経費についての手当てということになります。

○岩中伸司委員 医療費も含めて、当然……。どうですか。

○谷崎水俣病保健課長 医療費そのものはまた別途で考えられていますので、平成7年のときのスキームが、医療手帳では一時金、そ

れから医療手帳、それからこの療養手当てというのが一つのセットでございましたので、そういう意味では今回もすべての項目がここで揃ったということでございます。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○大西一史委員 前回から今回のこの月末に、全面的、最終的な解決を目指したより具体的な案が本当に出てくるのかなと思って私も注目しておりました。

その中で、いろいろな政治状況があったということではあるかと思いますが、広く救済をすると、それから特枠を設けるということで、一定のその点に対しての前進だと評価する声があるということについては私もまさに同感であります。ただ、やはり患者、被害者団体の皆さん方の中には、じゃあどうなっていくんだという、非常に今までの経緯からしても、不信感でありますとか、不安感、それから、時間がどうしてもかかっているものですから、そこに対するいろんな動揺もあるかというふうに思います。

110人追加提訴の話が出てきたり、いろいろな動きがある中で、先ほど村田部長は、県として全力を挙げてこの9月末に向けて、被害者団体の皆さんであるとか当局であるとか、そういったところにきちんと働きかけるんだという決意をおっしゃいましたけれども、具体的にどういうアプローチをして広く納得をしていただくようなことというのができるとお感じなのか、その感覚を聞かせていただきたい。

というのが、私は、この案を見て、一步前進はしたんだけど、しかし、本当に9月末に全面的、最終的な解決ができるとは、この1カ月ぐらいの短期間で、9月議会もある中、ましてや国会も10日から開かれるというような状況の中で、本当にまとめ上げられるのかどうなのかというのは、かなり厳しいと

いうふうな見方を私自身はしております。

だからこそ、この1カ月は大事だというふうに部長はおっしゃいましたけれども、その中で、県としてどういう努力をするのか。だって、常に私たちは待ってなきゃいけないような状況があるわけで、そこで県としての努力というのがどういうところなのか、もう少し具体的にお感じを聞かせていただければと思うんですけれども。

○村田環境生活部長 懸念は懸念として、あるかないかという話ですが、正直言ってないとは言えない状態だろうと思います。

これまでも、正直申し上げて、例えば金額についてもなかなか示しができない、示されてない、あるいは時間だけが経過するといった焦り感を関係団体の方々が示しておられたことも確かでございます。

いろんなお話も出ておるわけですが、基本的には大きく分けて2つの流れがあるかと思います。1つは、政治決着に前向きな姿勢を見せていらっしゃる団体の方々、それからもう一つは、裁判を提起されて、いわゆる司法救済で解決をするという方々、両方だろうと思います。

P Tの中では、この裁判を提起していらっしゃる方々も含めて、できればたくさんの方々に同意いただくような解決策に向けたという発言がございました。基本的には、我々のいろんなこれまでの人脈なりチャンネルの中で、政治決着を求めていらっしゃる方々にはアプローチをかけたいと思いますし、いろんな御意見を徴してしていきたいと思っておりますし、もう1つ、その中で一番問題なのは、裁判をされている方へのアプローチの方法でございます。

これは、実は今回も我々の方から接触申し上げましたけれども、具体的な話ができる状態には至っておりません。なおかつ、今、第9陣の提訴のお話もございましたが、司法救

済に向けての気持ちを逆に固めていらっしゃる動きが報道等でもなされております。そういう中でどういうふうに切り込むかと、これも一つの大きな課題でございます。

私どもとしては、そういう状態の中で、いろんなお話ができるように努力をしていきたいと思っておりますけれども、非常に司法救済に意を強くされている方もおられれば、既に片方で裁判の方から離れていきたいという気持ちを寄せられている方もおられることも事実でございます。

全体の流れの中で、今後どういうふうに行くかというのは、ここであるシナリオを申し上げる状態にまでは至っておりませんが、そういった団体のそれぞれの思いに応じながら、私どもとしては、できるだけお話をさせていただきながら、各団体の意向をくみ上げて、それを国の方にお伝えするような動きをやるしかないというふうに今の時点では思っております。

時間的なものの焦りとか、そういうものは正直言ってございます。ございますけれども、もう既に今週から——今週以降ですね。あと数えればもう時間がないわけでございますので、積極的に動いていきたいと思っております。

ただ、表面的になるか、それか水面下になるか、このやり方についてはいろいろあるかと思っておりますけれども、今のところ精いっぱいやるという意気込みをお話しする状態ではございませんが、そういう受けとめ方をいただければ幸いに存じます。

○大西一史委員 いろいろな非常に苦しい胸のうちというか、部長も大変御苦労だなというふうには思っておりますけれども、私たちも、これは本当に、先ほどから話が出ており、いかに広く救済するかということにやはり切り口があったということは前川副委員長もおっしゃったとおりで、そこに対するアプロ

ーチ、報道なんかで私たちが見る限りでの、不知火患者会の皆さんを初めとした、そういう司法の場で訴えようとする動きの方々のコメントなんかを聞いても、それから、見ても、読んでも非常に厳しい、今、我々も含めたところでの、与党のPTに対する動きということに対して非常に厳しい。これはやはり本意ではないと、私たちの思いからすれば本意ではないというのは、これはもう間違いがないことだというふうに思います。

ただ、そういう中で、どれだけ裁判に訴えられる方の中でも納得をしていただけるかというその努力というのは、これは非常に難しいんだけれどとは思いますが、やはり、言い方は悪いですが、しつこくというか、粘り強くというか、もうやっていく以外に方法はないのかなというふうに思います。これはもう金額を上げればいいのか、そういう問題でもなからうというふうに私自身は思っておりますので、その辺に際して、非常に御苦労かと思っておりますが、頑張っていたきたいと思っております。

それから、これはチッソの動きあたりもやっぱりなかなか厳しいと。もう平成7年の段階で決着したじゃないかというような態度といたしますか、があるやに聞いておりますけれども、その辺に対して、部長、今、チッソの動きあたりというのは、どういうふうになっているのか、お聞かせいただければと思っておりますけれども。

○村田環境生活部長 チッソのお話の前に、今、御指摘のあった部分の一つのポイントには違いございません。片や、裁判が逆に全くゼロになるかということ、これもまた違うのかなというふうにも思っております。そういった言葉のあらわれに、期せずして認定審査会の岡嶋会長が、8割ぐらいの方々がやはり納得してくれないとという希望的なことをおっしゃいました。この8割というのは根拠があ

る数字ではないと思っておりますが、まあ一人でも多くの方々が納得するような案であってほしいという願いを岡嶋会長自身がおっしゃったものだというふうに思っておりますけれども、そういうふうな意味で、一つの大きなポイントとして裁判を志向されている方々との調整は、今後の大きな一つのポイントとして押さえていかなければならない状態には間違いございません。

それから、チッソと、国の財政、財務省の問題がもう一つございます。チッソ側の意識、それから財務省の考え方等々の整理も、まだ今からでございます。

チッソにつきましては、主に環境省あるいは園田先生を中心に基本的には調整をいただいておりますけれども、大きな流れは、現在、具体的な数字とかいうものがなかなか見えていない状況ですので、本格的な話はこれからだというふうに思っております。

そういう中で、これは園田先生御自身が大変御苦労されておりますけれども、いわゆるチッソの折衝あるいは財務省に対する折衝等々も、先ほどの御指摘等を加えて、もう一つ大きなポイントになってくるのであろうというふうに認識をいたしております。

○西岡勝成委員長 いいですか。ほかに。

○児玉文雄委員 今、ちょっと関連ですが、チッソの動き、その中で、まあ我々は新聞でしかわからないんですけど、分社化、わしはその他で聞こうと思ったんですけど、分社化の問題ですね。

今回も、最終的な話が決着するとき、負担金あたりの条件として分社化を認めるとか、そこらあたりの話は何か具体的に表面に出てきておりますか。

○村田環境生活部長 条件という言い方での

アプローチはあっておりません。ただ、チッソの今後の問題について、与党プロジェクトチームの中で検討会が設置されました。与党のプロジェクトチームの中でもそれなりに検討がされると思いますが、1つは、今回の救済策に対する財政支援の問題、それからもう一つは、税制上のチッソのあり方の検討、実はチッソは今黒字になっておりまして、以前の赤字と違って税金を払っているわけです。税金を払いながら、片方では患者の救済のお金、返還のお金とかが、ぐるぐる回っているものですから、その税金の使い方あたりについていろいろ知恵が出ないものかというふうなお話が出ております。そして、3番目に、今の分社化の検討の話が出ております。与党の中で、そういったことで検討がなされているのは事実であります。この分社化という言葉そのものが、私どももまだ全体的にはイメージができておりません。分社化という言葉だけの話の中で話があって論評をするのはなかなか危険なことかなというふうに思いますし、今後の話の中でそういう分社化というものをどういうふうに検討をされていくのか、それを見きわめていきたいというふうに思っております。

地域の経済の問題であるとか、もやい直しのかかわりの問題であるとか、いろんな意味でチッソのありようについては申し上げるべきところがあるかと思っておりますけれども、何かイメージとして、分社化して離れていくというイメージが非常に強いわけですが、果たしてそういうイメージなのかどうか。今後十分見きわめていく中で、それに対する意見を申し上げていくことになるのではないかというふうに見ております。

○西岡勝成委員長 分社化については、最大の債権者であります熊本県との関連もありますので、この辺はまたそういうことが具体的にになりましたら、委員会なりで議論をしてい

かなければならない大きな課題だと思っています。

○小杉直委員 ちょっと違った角度からのお尋ねですが、実は私も3年ほど水俣に以前住んでおりまして、多少なりとも水俣病あるいはそれに関連する実態は肌で覚えた経験を持っておる一人ですが、先ほど被害者団体を大別すると、裁判でいく司法救済と、もう一つは政治決着等をお願いする、まあ大別するとそうなるわけですか。

いずれにいたしましても、こういう問題を解決の方に向かっていく場合には、もちろん原因のチツソとか、責任があるチツソ、また、国、県の全面的な懸命な努力は必要ですが、やっぱり相手がいることですから、そういう被害者団体側あるいは関連側が対立、対抗的な考え方ばかりではなくて、一生懸命にする我々に対して、歩み寄りたり、協力しようとか、あるいは評価していただくとか、そういうふうな分野もあるんですかね。

○村田環境生活部長 私どもの動きは、特に昨年5月1日が水俣病公式確認50年という節目でございましたし、それに向けていろんな動きがありましたけれども、結果的に5月1日を越えて何も決まらずに今日の状態に至っています。その間の努力について、できるだけ団体の方にもお話ししながら、それぞれ御賛同いただいたりあるいは御批判いただいたりする機会がございます。それはさまざまだと思います。

片や、時間的な経過とともに、やむを得ずもう裁判しかないということで、もう既に1,300名を超える方々が裁判に行くというふうな状態もございますし、そこは必ずしも行政の流れにのっとなって、ある意味ではもう行政を当てにしているという動きの中で動いていらっしゃる方々もいることも事実でございますが、それは前提にしながらお話

は続けていきたいと思っておりますけれども、前回、この1カ月がそうであったように、非常に運動論を固めていらっしゃる部分もござい

ます。団体からの御意見は、褒められるということは余りございませんけれども、千差万別でございまして、そういう中で我々、非常に苦勞しながら汗をかいているというのが実は正直なところでございまして、いろんな苦勞はあろうかと思っておりますけれども、できるだけ多くの団体、関係者の方々に入り込んでいきたいというふうに思っております。

○小杉直委員 関連して、もう1点いいですか。

こういう問題について、やっぱりマスコミ論評というのも結構影響を大きく与えるわけですたいね。だけん、是々非々のなマスコミの姿勢が一方に偏った論評では、また複雑困難にしまうおそれがあるけんですね。やっぱり我々を含めて、責任ある県、国、あるいはチツソ側も含めて、一生懸命努力しておるといふ、そういう面についての論評も時々マスコミから受けていますかな。

○村田環境生活部長 マスコミの皆さん方は、ジャーナリストとしてそれなりの信念の中でされていると思っておりますし、それが私個人から見たときに、必ずしもベクトルが同じ方向に向いている場合、向いてない場合、さまざまでございます。それは、今、小杉委員の方から御指摘があった方向に向くかどうかは、もうジャーナリストとしての御使命感の中で御判断をされるものというふうに思います。

○小杉直委員 被害者の方々に救済することが一番の最大の目的でございますが、やっぱりさっき言ったように、マスコミの報道のあり方というものもいろんな意味で大きな

影響がございますから、情報公開の時代です
から、できるだけ機会あるたびにマスコミの
皆さんにも説明を進めていかれるように要望
をしときます。

以上です。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 ないようでございますの
で、これで本日の委員会を閉会させていただ
きますが、私も与党PT、自民党小委員会に
出席をいたしまして、平成7年の政治決着の
判断に準ずる人たちを対象にするというこ
とでございますけれども、園田座長のお話を聞
きますと、グレーゾーンのより薄い部分まで
救済するんだということでお話をいただい
ております。

我々としても、多くの申請をされている皆
さん方が救済されるために、委員会としても、
もう時間もいろいろ迫ってまいりますけれど
も、努力をしてみたいと思いますので、
委員の先生方にもよろしくお願いを申し上げ
ておきたいと思います。

それでは、本日の会議をこれで閉会いたし
ます。

午前11時49分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長